

令和3年度東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業 質問事項に対する回答

No.	質問事項に係る募集要項等のページ	質問事項に係る募集要項等の具体的な箇所	質問事項	回答
1	事業提案書 別紙様式2-4	「他の事業者との情報共有体制」	空き家所有者や活用希望者の台帳作成、管理方法は社内で可能ですが、他の事業者との情報共有体制についてはクラウド上でパスワードを掛けて管理するということでしょうか？もしくはメールやFAXを用いて情報共有するということでしょうか？	他の事業者との情報共有体制については、あらかじめ規定していません。本事業を実施するに当たって、適正かつ有効で実現可能と考えられる情報共有体制を御記載ください。
2	事業提案書 別紙様式2-9	本事業に関する経費について	セミナー会場の費用やチラシパンフレットの費用は概算でいいのでしょうか？ また相談・報告書作成に要する経費についても見込みを予測して記載したのでよろしいでしょうか？	普及啓発事業に係る補助対象経費(会場費、事業の実施のためのチラシ、パンフレット等作成に要する委託費等)については、普及啓発事業が的確に遂行できる費用を概算で御記載ください。 また、相談事業に係る補助対象経費(相談報告書作成に要する経費)についても、相談事業としての的確に遂行できる見込みの件数を御記載ください。
3	事業提案書 別紙様式2-12	事業提案書(概要版)	こちらはA3判1枚とありますが、事業提案書の内容と同じ内容とするのでしょうか？ 字数が入らない所もありますが、そちらに関しては要約したのでよろしいでしょうか？	事業提案書(概要版)には、事業の全体像及び事業内容がわかるように事業提案書の概要を御記載ください。 なお、様式の列幅等はA3サイズで印刷する範囲内であれば、調整しても構いません。
4	11ページ 第9 審査・選定1-②	②過去2年間における相談事業の成果	実績として前年度、前々年度の成果をア～カに分類して提案書に記載するということでしょうか？(これは報告書提出数ですか?)この時、前年度は3月末時点見込みを記載するのでしょうか？ 又、令和3年度の事業申請には必要ないということでしょうか？	事業者募集要項第9の1②なお書の規定により、令和3年度事業の事業者選定においては過年度における相談事業の成果は考慮しません。「第5 活動実績」には、相談事業の成果ではなく、過去3年間の相談事業の活動実績を御記載ください。
5	事業者募集要項 7ページ	(11)補助対象費経費 ア	「出張相談・専門家派遣に要する費用」交通費を含む経費・人件費(派遣費)が含まれると捉えてよろしいでしょうか。	補助対象経費の「出張相談・専門家派遣に要する費用」には、交通費を含む経費・人件費(派遣費)が含まれます。
6	補助金交付要綱 6ページ	(8)のイ	空き家活用希望者が希望する場合は、同意を取得した上で、希望者情報を他の事業者へ提供すると記載されていますが、「他の事業者」とは、自社とは別に当事業にて選定された事業者という解釈でしょうか。	「他の事業者」とは、自社とは別に、本事業で選定された事業者となります。
7	事業者募集要項10 ページ	3その他(1)	「応募書類の電子データを、CD-RやDVD-Rを使用して提出してください。」とありますが、USBでの提出は可能でしょうか。	原則、応募書類の電子データは、CD-RやDVD-Rを使用して提出してください。 なお、電子データの容量等により、これによりがたい場合は、別途御相談ください。
8	事業者募集要項 4 ページ	第2項 事業内容 2(2)相談者	空き家活用希望者を「東京都内に所在する空き家を地域活性化施設等として活用することを希望する者」との記載がございますが、利活用を行わず、単純な空き家購入希望者であった場合は、空き家活用希望者の位置づけとなるのでしょうか。	利活用を行わず、空き家を住宅として購入を希望する者は、本事業の空き家活用希望者に該当しません。

令和3年度東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業 質問事項に対する回答

No.	質問事項に係る募集要項等のページ	質問事項に係る募集要項等の具体的な箇所	質問事項	回答
9	事業者募集要項 5 ページ	第2項 事業内容 2(5)出張相談・専門家派遣業務 ウ・エ	ここで定義している、「ウ 空き家相談員」とは、事業者従業員のことでありと認識しておりますが、「エ 専門家」とは、本事業で定める「専門家及び協力事業者」と同意であるという認識でよろしいでしょうか	専門家派遣業務における専門家とは、相談・派遣対象者の相談を受けるために次に掲げる分野に必要な知見と実務経験を有し、かつ、次に掲げるいずれかの資格を有する者をいいます。 (ア)建築(一級建築士、二級建築士) (イ)不動産(宅地建物取引士) (ウ)法律(弁護士、司法書士、行政書士)
10	事業者募集要項 5 ページ	第2項 事業内容 2(5)出張相談・専門家派遣業務 オ・カ	ここで定義している、「出張相談業務」と「専門家派遣業務」は、相談員が専門家と同行する場合もあると想定されますが、同時発生する可能性も有り得るという認識で間違いはないでしょうか。	出張相談業務と専門家派遣業務を両方依頼された場合は、相談員が専門家と同行する場合が想定されます。
11	補助金交付要綱 5 ページ	第5項 補助金対象事業 2(5)出張相談・専門家派遣業務 オ・カ	補助金対象に関して、例として、1回目に相談窓口で相談者から相談を受け、2回目に出張相談・専門家派遣業務が発生した場合、どちらも補助金交付対象となりますでしょうか。	相談窓口の相談が事業者募集要項第2第2項(11)イに規定する「報告書の作成等に要する費用(補助金交付要綱に規定する額)」に認められれば、補助対象経費となります。また、出張相談・専門家派遣が事業者募集要項第2第2項(11)アに規定する「出張相談・専門家派遣に要する費用」に該当すれば補助対象経費となります。
12	事業者募集要項 6 ページ	第2項 事業内容 2(3)イ、(8)イ 空き家活用希望者と空き家所有者等とのマッチング	事業者は「空き家活用に関する情報を一覧にした台帳を整備し管理します。」という記載に関して、配布されている資料にはフォーマットがないと見受けられますが、事業者にて各々フォーマットを作成し、管理するという認識でよろしいでしょうか。	事業者にて各々フォーマットを作成し、管理していただきます。
13	事業者募集要項 7 ページ	第2 事業内容 2(11)補助対象経費 ア	「出張相談・専門家派遣に要する費用」に関して、明記されている「所見書」とは別に、補助金申請時に必要書類等はございますでしょうか。	原則、依頼者に提出する「所見書」の写しを提出していただきますが、別途、「その他知事が必要と認める書類」として「相談事例の報告書」など出張相談・専門家派遣を実施したことを証する書類を求めることがあります。
14	事業者募集要項 7 ページ	第2 事業内容 2(11)補助対象経費 ア・イ	ア「出張相談・専門家派遣に要する費用」 イ「報告書の作成等に要する費用」 要項内に上記の記載がございますが、アで補助金を申請したものと同案件でイが発生した場合は、こちらも補助金対象となるのでしょうか。	出張相談・専門家派遣が事業者募集要項第2第2項(11)アに規定する「出張相談・専門家派遣に要する費用」が発生し、同案件で事業者募集要項第2第2項(11)イに規定する「報告書の作成等に要する費用(補助金交付要綱に規定する額)」と認められれば、こちらも補助対象経費となります。